

奈良県土木積算システム 提供業務等委託仕様書

令和4年3月

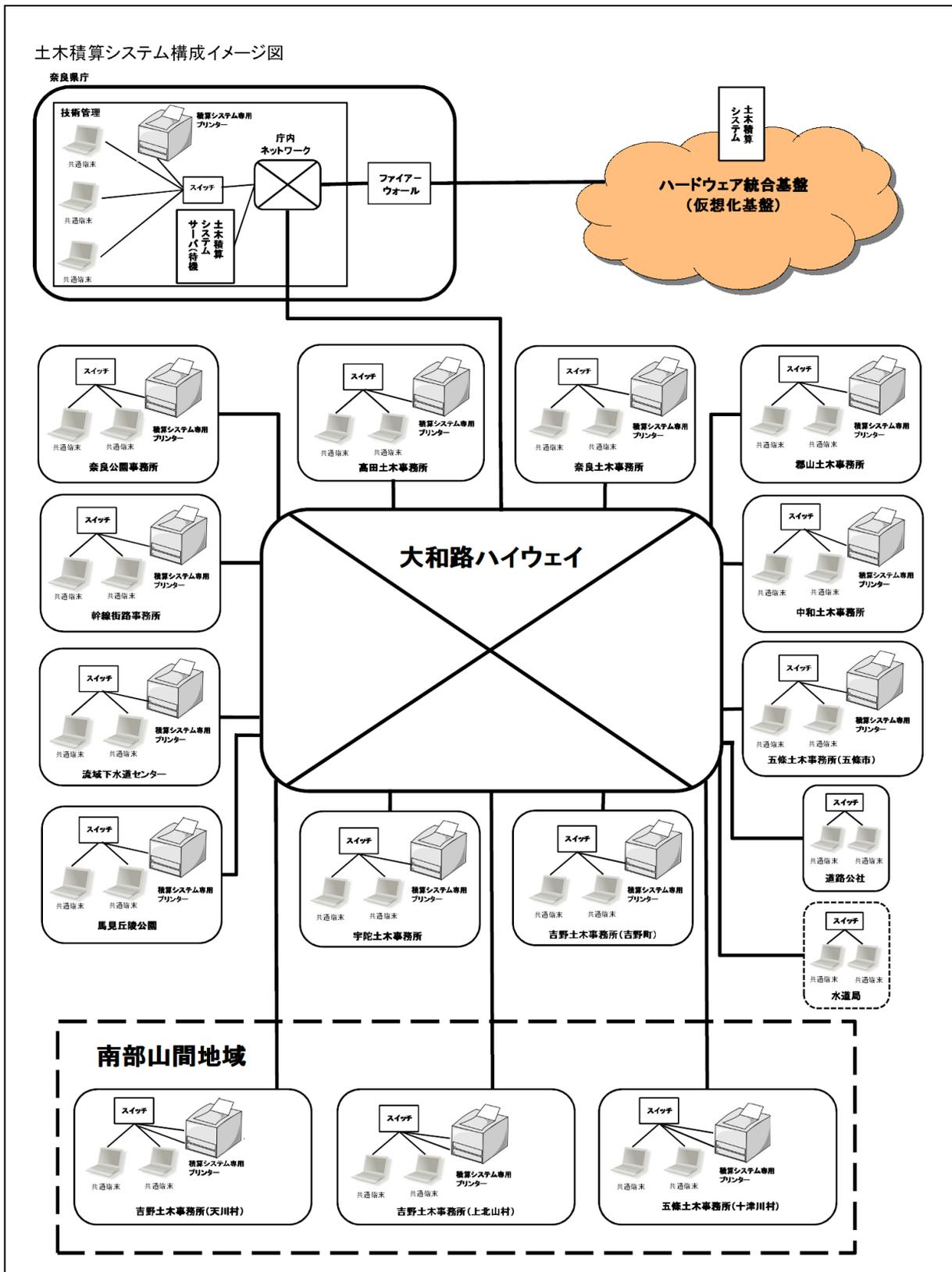
奈良県県土マネジメント部技術管理課

- キ システムの稼働時間 : 24時間稼働(バックアップ作業中を除く)
- ク システムの構成 : 処理方式は、積算で使用するデータ類をサーバ側(ハードウェア統合基盤(仮想化基盤))で一元管理し、利用パソコンについては、職員用共通端末とする。
- システムの構成については、WEB型、あるいはクライアントサーバー型を想定している。(次頁構成イメージ図参照)
- なお、処理能力、処理スピード等を踏まえ、最適なシステム方式について提案すること。

(2) 提供に係る基本条件

- ・本システム利用者向けおよびシステム管理者向けマニュアルを作成、配布すること。
- ・本稼働(令和4年7月1日)までに、本システム利用者用のインストールマニュアルを作成、配布し、インストール時のトラブルや問い合わせに対応できる体制とすること。
- ・本システムの利用者マニュアルおよび管理者マニュアルを作成、配布すること。

構成イメージ図（案）は、次のとおり予定している。



1.5 納品物

本調達における納品物は以下のとおりとする。ただし、納品場所については、奈良県が指定する。

以下の書類を契約締結後速やかに提出すること。

- ア 導入スケジュール表 一式
- イ 管理技術者届 一式

本業務の納入成果品は以下のとおりとする。

- ア 土木積算システム機能 一式
- イ 管理者操作マニュアル（印刷用 Word 形式ファイル・電子媒体格納） 一式
- ウ 利用者操作マニュアル（印刷用 Word 形式ファイル・電子媒体格納） 一式
- エ その他ドキュメント（システム設計書、テスト仕様書兼結果報告書、テスト成績書、会議録・電子媒体格納） 一式
- オ 各種運用テスト計画書 一式
- カ 保守及び支援連絡体制表 一式
- キ インストール作業、データ反映確認書、その他各種運用テスト結果報告書 一式
- ク 導入業務報告書 一式

2. ハードウェアの環境条件

2.1 ハードウェア統合基盤（仮想化基盤）

奈良県では、外部データセンターに業務システムを統合した仮想化基盤（ハードウェア統合基盤）を保有している。今回調達するサーバについても、ハードウェア統合基盤の利用が可能なものについては、積極的に活用することを検討している。ハードウェア統合基盤に搭載した場合、CPU、メモリ、ディスク領域、Windows Server OS、ウイルスバスター（Windows Server OS の場合のみ）については、奈良県保有の資源を使用することができる。ハードウェア統合基盤についての詳細は、「奈良県ハードウェア統合基盤における業務アプリケーションの適合要件」を参考にすること。なお、現システム構成については、次のとおりだが、リソース等については奈良県行政・人材マネジメント課と協議の上、決定すること。

使用する OS は、保守期間中の販売会社によるサポートが有効なものを用いること。または、保守期間中に OS の更新を行うこと。ただし、その費用は委託の範囲とすること。

2.2 利用ネットワーク：奈良県大和路情報ハイウェイ

2.3 利用サーバ：

本システム専用サーバ

使用 OS：Windows Server 2019 Standard

台数：県庁技術管理課管理用サーバ： 1 台

2.4 利用パソコン

職員用共通端末の利用を想定

使用 OS：・Microsoft 社製 Windows10 Professional (64bit) （約 4,000 台）

※2 世代の予定

2.5 関係規定

サーバ等の構築にあたっては、奈良県が定める以下の各規定に満足又は準拠すること。

- ・ 「奈良県情報セキュリティ基本方針」
- ・ 「奈良県 ICT 部門業務継続計画」
- ・ 「総合行政ネットワーク ASP ガイドライン」
- ・ 納入する機器類は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」及び「奈良県庁グリーン購入調達方針」に準拠する必要がある。

2.6 奈良県庁情報管理棟電子計算機室

情報管理棟 2 階（但し、出入口は地下 1 階。エレベータあり。フリーアクセス。）

- ① ラック設備：19 インチラック（免震機構付き）の設置が可能。
- ② 床面耐荷重：床積載荷重 $W=0.5t/m^2$ 水平入力 0.5G
- ③ 空調設備： 24 時間 365 日 温度設定 22°C
- ④ 電源： 最小限必要な容量を提供

※詳細については、行政・人材マネジメント課に確認をすること。

3. 作業要件

3.1 業務範囲の内容

以下に本業務での委託内容とする。

(1) 本システム用ソフトウェア提供

- ・ 本システム構築に必要な設計、プログラム作成、単体テスト、結合テスト、システムテスト、運用テスト、本稼働切り替え作業等すべての工程作業を対象とする。
- ・ パッケージソフトウェアを利用する場合にも、仕様決定、カスタマイズから運用テスト、本稼働までの全工程及び作業を対象とする。なお、画面、帳票等の具体的な実施方法については、現行の画面・帳票を元に、奈良県と協議すること。ただし、本事業の費用範囲内で行うこととする。
- ・ 設計書鏡については、現行システムで出力した設計書鏡を元に奈良県と協議の上、決定すること。
- ・ 本稼働前には奈良県へ運用引き継ぎを実施すること。
- ・ 稼働環境、研修環境及び保守環境の設計及び設定に関すること。
- ・ 稼働環境、保守環境において、必要となるソフトウェアについては、設計、開発、インストール、設定は業務の範囲とする。
- ・ 各工程での品質目標（性能を含む）設定を行い、品質目標達成へ向けた検査、改善を行うこと。
- ・ 本システムを稼働させるための必要なソフトウェアの導入・動作確認、作業等を含むものとする。
- ・ 本システムは奈良県で導入している奈良県大和路情報ハイウェイを使用するものとする。なお、大和路情報ハイウェイに接続するための奈良県行政・人材マネジメント課との調整、並びに接続に必要な資料の作成は委託の範囲とする。

(2) 提供環境について

- ・ 受託者の提供環境は、すべて受託者で用意すること。
- ・ 作業場所

受託者によるものは以下の通りとする。

設計、結合テスト、各種資料の作成(マニュアル等を含む)

本県が指定するものは以下の通りとする。

総合テスト(システムテスト、運用テスト)

(3) 将来性

- ・ 今後、想定される他システムとの連携に対応が可能であること。

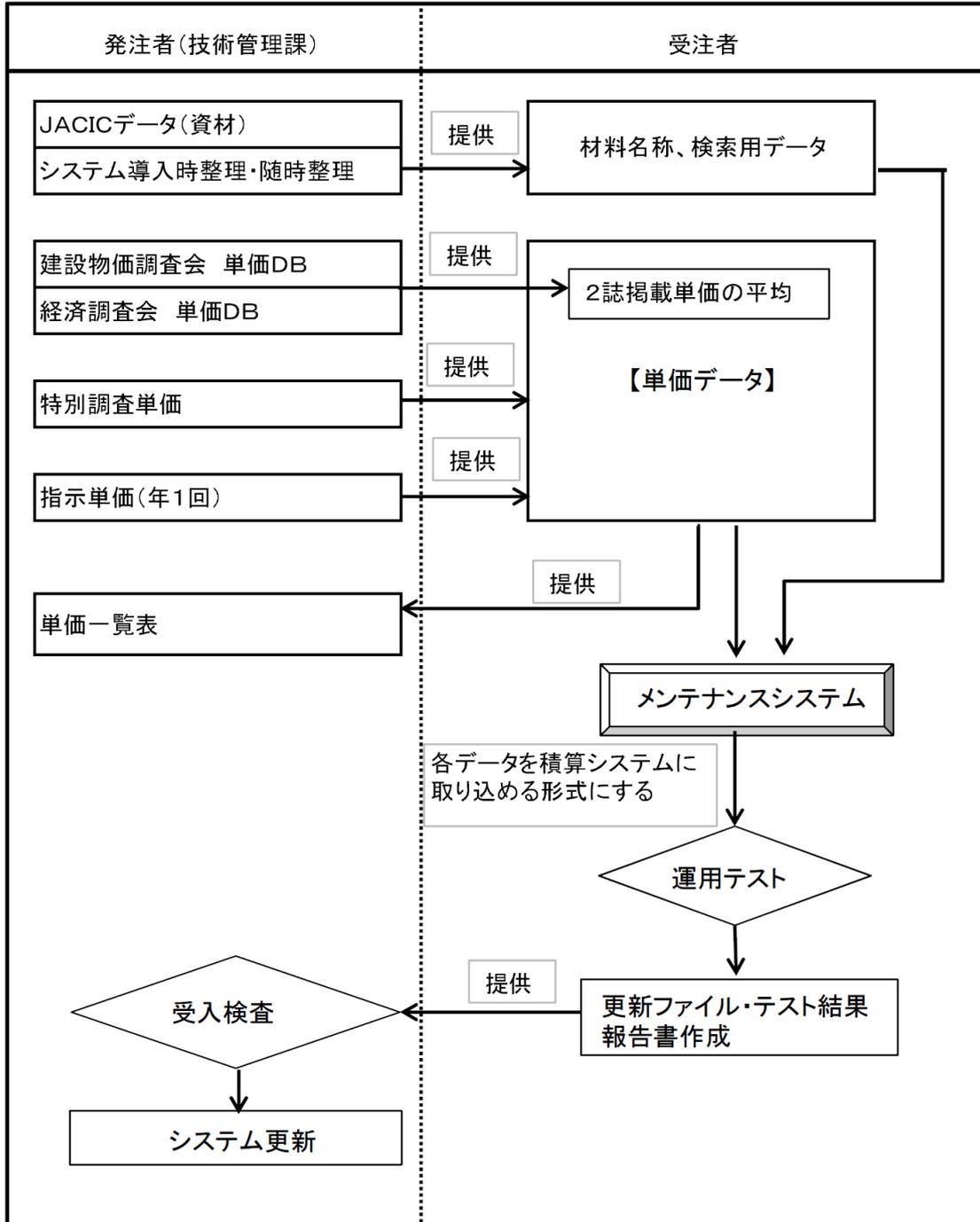
(4) 運用管理、支援体制について

- ・ 本システムは令和4年7月1日より本格運用を行う。
- ・ 本システム運用期間は令和9年3月31日までとする。
- ・ 本システムの管理者操作マニュアル、利用者操作マニュアルを作成すること。

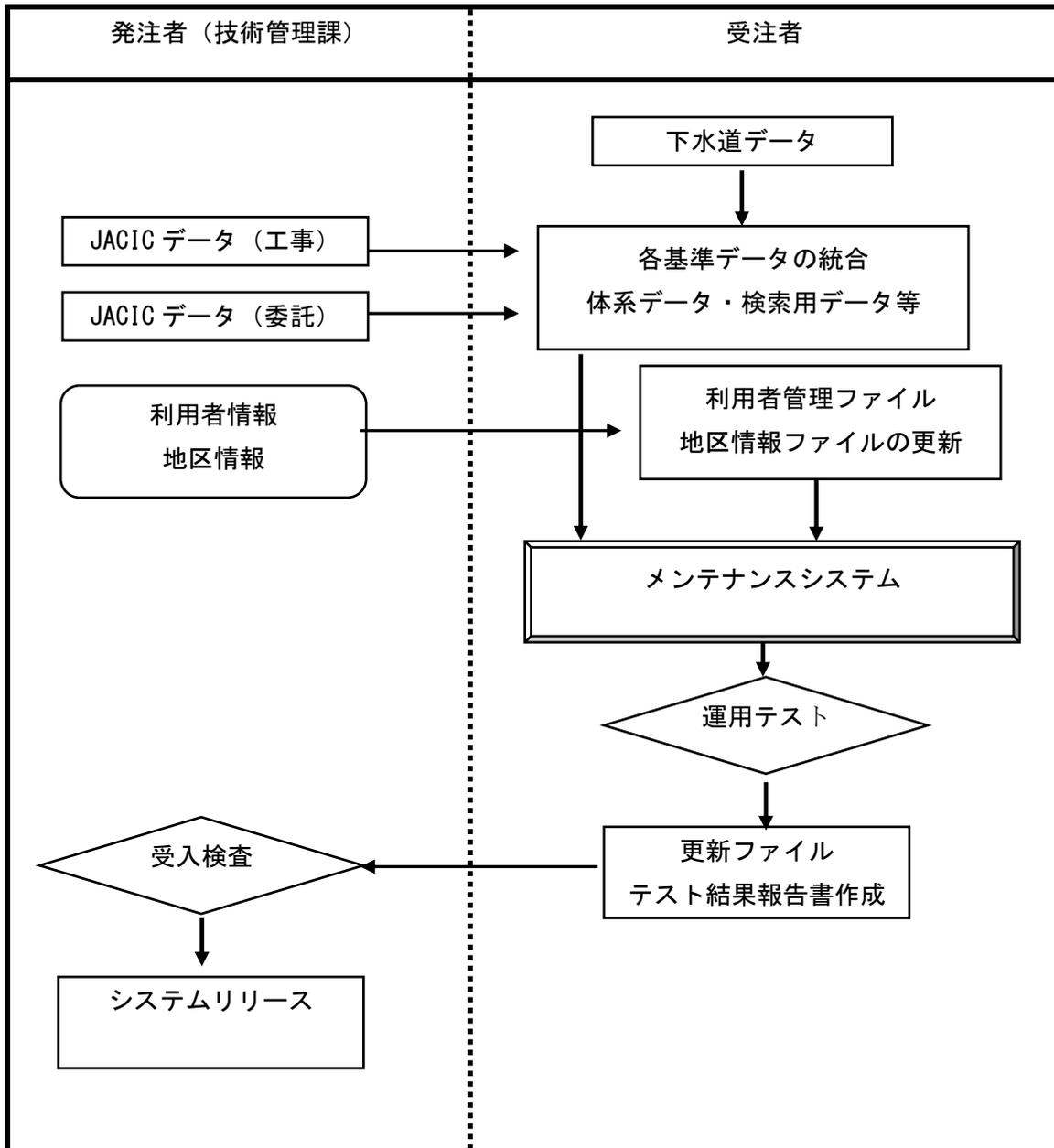
- ・ マニュアルは A4 版 2 穴リングファイルの替背紙式に綴じ込むものとし、背紙にマニュアル名を印字するものとする。
- ・ マニュアルについては、指示する部数を用意すること。
- ・ 操作マニュアルはデータの更新手順、本システムの起動停止手順、本システムの監視作業、積算手順、特殊な計算手法等を明確に記載するものとする。
- ・ 本システムでの作成対象とするマニュアル等を以下に示す。
作成するにあたり目的の処理を実行する上で、詳細にその手順等記載し、また、各構成機器及び導入ソフトウェアに付属するマニュアルの記載事項等を速やかに参照できるように考慮すること。
 1. 操作説明書の作成
処理手順及び操作方法等を明確に記載するものとする。
障害時、保守点検及び操作指導等の連絡体制表を明記するものとする。
 2. データ等導入・作成手順書
JACIC データ仕様によるデータ等の更新、公益社団法人日本下水道協会の下水道用設計標準歩掛表データ、本県独自データ作成等にかかる作成手順を明確に記載したものを作成すること。
 3. システム運用手順書の作成
本システム管理者向けマニュアルとして、システム起動停止手順、システム監視作業、データ配信作業手順、データバックアップ手順等システムの運用に関わる業務手順について明確に記載するものとする。
障害時、保守点検及び操作指導等の連絡体制表を明記するものとする。
 4. システム保守手順書
本システム管理者向けのマニュアルとして、故障時の切り分け、手配、回復処理等の対処方法について明確に記載するものとする。
- ・ 障害時におけるシステムのサーバへの切り替え手順等を示したマニュアルを作成すること。
- ・ 本システム運用者に対して電話（平日 8:30～17:30）によるサポートを行うこと。
- ・ 本システム要望項目が発生した場合、軽微な機能強化も実施すること。
- ・ 本システムのデータ改修や、歩掛改訂・単価改訂等の基準データ改訂作業に関するマニュアルを作成し、サポート体制を十分に整えること。
- ・ 2 ヶ月に 1 回程度に本システム運用等に関する定例会を開催するため、本システムに関する各担当者は、報告書を作成し、出席するものとする。なお、定例会は Web 会議システム等を用いてもよい。

積算システム 運用管理業務の整理

単価改定について



歩掛・基準改訂について



(5) 契約不適合責任について

- ・ 奈良県に検査引き渡し後にシステムプログラムに契約不適合の事実が発見されたときは、奈良県の指示する期間内に修正等の処置を無償で講じること。契約不適合の責任期間については、システムを運用している期間内とする。
- ・ 契約不適合には、受注者によるものだけでなく、受注者が使用するシステムプログラムなどに起因するものも含むものとする。

(6) 秘密の保持

- ・ 業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- ・ 奈良県から提供を受けた資料等は本業務にのみ使用するものとする。

4 システム仕様

4.1 システムの仕様について

(1) 基本事項

- ・ 国土交通省の積算基準に対応していること。(奈良県独自基準を含む)
- ・ 厚生労働省の積算基準に対応していること。(奈良県水道局独自基準を含む)
または、別途カスタマイズあるいは対応するパッケージソフトの追加購入等により対応が可能であること。
- ・ 国土交通省基準および厚生労働省基準が同一システム上で稼働できること。
または、別途カスタマイズあるいは対応するパッケージソフトの追加購入等により対応が可能であること。
- ・ 奈良県および奈良県水道局が作成した積算基準に対応できること。
- ・ 国土交通省が制定している「新土木工事積算大系」に対応できること。また、その他に必要とする「工事工種体系」を追加できること。
- ・ 他のソフトウェアと競合するなど、本システムへの悪影響がないこと。
- ・ 必要に応じて、機能の拡張などが容易に行えること。
- ・ サーバの更新の際に、容易に対応できるシステムであること。
- ・ 本システムの更新等におけるクライアントへの展開については、管理者に負荷がかからないものであること。
- ・ クライアントパソコンの更新に伴うシステムのインストール等が必要になる場合については、管理者に負荷がかからないものとする。
- ・ 障害の少ない安定したシステムであること。
- ・ 既存システム(土木・水道)機能を全て網羅できていること。
- ・ 積上、諸経費計算等、計算に関わる有効数字、端数丸めは、奈良県の指示に従うこと。
- ・ 各出先事務所により柔軟に運用が行えるよう、設計書データ、マスターデータはサーバおよびクライアント(クライアントサーバ方式時のみ)のどちらにも保存が可能であること。
- ・ データ更新が必要な場合は、サーバからクライアントへ自動的にプログラム更新等を行うことができること。

(2) 操作性

- ・ Windows の標準 GUI に従い、操作方法、画面遷移が分かり易いこと。
- ・ コンピュータについて専門的な知識をもたない利用者でも扱える分かり易いマニュアルおよびヘルプ機能を有すること。また、操作方法を促すナビゲーション画面を有すること。
- ・ ポップアップメニュー（右クリックメニュー）が親切かつ適切であること。
- ・ ディスプレイ上のボタンから機能が直感的に分かること。
- ・ 設計書の内容、工事工種体系ツリー構造のディスプレイ表示が分かり易いこと。
- ・ ディスプレイ表示において、見やすいレイアウト、アイコンの活用をすること。
- ・ 画面の切り替え機能により、多面的に設計書の構造がしっかり把握できること。
- ・ 設計書の作成が基本的にシステムとの対話式で行えること。
- ・ 条件やコードの選択肢がリストとして用意されていること。
- ・ 作成した設計書のエラーが容易に直せること。
- ・ 積算担当者へお知らせ、基準改定等が通知できる機能（伝言板／メール配信）を有すること。

(3) 積算機能

- ・ 工事实施設計書の作成・修正・変更機能を有すること。
- ・ 施工パッケージ型積算に対応していること。
- ・ 災害査定（総合単価含む）設計書の作成・修正・変更機能を有すること。
- ・ 災害実施設計書の作成・修正・変更機能を有すること。
- ・ 委託設計書の作成・修正・変更機能を有すること。
- ・ 工事に関する出来高設計書の作成・修正機能を有すること。
- ・ 複写・挿入・削除等、設計書を効率的に作成するための機能を有すること。
- ・ 積算に使用する「適用年月」については設計書毎に設定できること。
- ・ 作成した設計書に自動付番ができること。
- ・ 設計書作成画面において別設計書の内容がコピーできること。
- ・ 共通仮設費・現場環境改善費・現場管理費・一般管理費等・間接労務費・工場管理費・技術者間接費等の算出ができること。
- ・ 電気設備、機械設備の諸経費計算に対応すること。
- ・ 設計業務委託、地質調査、測量調査の諸経費計算に対応すること。
また、設計業務委託、地質調査、測量調査の設計書を 1 本にまとめ設計書の作成が可能とすること。
- ・ 共通仮設費・現場環境改善費・現場管理費・一般管理費等・中止期間中の現場維持費の諸経費の変更ができること。変更方法は、率指定、金額指定、控除額の指定が行なえること。
- ・ 主たる工種設定の自動設定ができること。
- ・ 独自共通仮設費積上分の入力ができること。
- ・ 近接追加調整機能・出来高機能・施工箇所点在機能などの諸経費調整機能を有すること（なお、対応工種については使用頻度をふまえて受注後に別途協議して決定する）。
- ・ 週休 2 日補正（発注者指定・受注者希望）の機能を有すること。
- ・ 本附帯工事を作成できること。また、附帯工事は 15 まで指定が可能であること。
- ・ 工事工種体系の検索機能を有すること。

- ・ 設計書内訳の公表用設計書を作成する機能を有すること。
- ・ 入力した工種毎の単価、数量、条件等が確認できる入力データリストを作成する機能を有すること。
- ・ スライド設計書の作成機能を有すること。また、スライド判定が行えること。
- ・ 施工地域補正・施工時期補正等々、労務単価補正や諸経費補正などの計算機能を有すること。
- ・ 労務単価補正（労務費調整係数）は、設定が行えること。
- ・ 水替日数の自動計算に対応すること。
- ・ 施工歩掛は「新土木工事積算大系ツリー」から選択できること。
- ・ 施工歩掛を1コードずつ試算が行えること。
- ・ 各出先事務所共通の施工歩掛の作成・修正・削除が行えること。
- ・ 作成した設計書を最大2世代前まで戻すことができること。
- ・ 作成した設計書の削除・複写ができること。
- ・ 作成した設計書の利用者の変更ができること。
- ・ 同一設計書内で複数の「適用年月」の設定が行えること。
- ・ 独自の基礎単価や施工歩掛を利用者が作成する機能を有すること。また、作成した独自単価を別の利用者の設計書でも利用が可能であること。
- ・ 既存の施工歩掛を変換して、独自の施工歩掛が作成できること。
- ・ 既存設計書を他の設計書へ転用できること。
- ・ 施工歩掛データの適用条件を画面で参照できること。
- ・ 施工歩掛データにおいて、選択した条件により次の条件の入力制限が行えること。
- ・ 「CSV」形式の数量計算書を設計書データに取り込むことが行えること。
- ・ 直接工事費のリアルタイム計算が行えること。
- ・ 設計書を「CSV」や「XML」など汎用ファイル形式で変換可能であること。
- ・ 調査基準価格の算定ができること。
- ・ 設計書データはサーバに一元管理できるとともに、各クライアント等(外部媒体を含む)、任意のフォルダにも格納ができること。
- ・ 直接工事費・諸経費計算、補正計算、有効桁数丸め、金額端数処理等については、現行システムと同じ計算結果が得られるようにすること。
- ・ 出先事務所で作成した設計書を技術管理課で参照できる機能を有すること。
- ・ 基準書のデータや数量を用いて所要日数を算出し、工事工程表が作成できる機能を有すること。
- ・ 特定の施工歩掛や基礎単価データの各コードを使用した設計書が容易に検索でき、「CSV」出力が可能であること。

(4) 印刷機能

- ・ 鏡帳票を出力できること。
- ・ 工事費総括表帳票を出力できること。
- ・ 設計内訳書帳票を出力できること。
- ・ 単価表・明細書帳票を出力できること。
- ・ 登録単価帳票を出力できること。

- ・ 間接費内訳帳票を出力できること。
- ・ 合算工事情報・調整工事情報帳票を出力できること。
- ・ 機労材集計リストを出力できること。
- ・ 工事数量総括表帳票を出力できること。
- ・ 積算内訳の公表用設計書を出力できること。
- ・ 設計書および各種出力帳票のプレビュー（画面表示）ができること。
- ・ 「PDF」または「Excel」形式等での出力が可能であること。
- ・ 出力帳票における承認欄等の印刷制御変更が容易に行える機能を有すること。
- ・ 作成した設計書の入力データリストが印刷できること。
- ・ 金入・金抜設計書が印刷できること。
- ・ 各種帳票の個別印刷ができること。
- ・ 発注設計書と試算設計書の区別ができること。
- ・ 登録されている施工歩掛コードをメンテナンスシステムから一覧で印刷できること。また、その内容を印刷できること。
- ・ 登録されている施工歩掛コードの親・子・孫関係や機械損料コード・資材単価を使用している施工歩掛をメンテナンスシステムから印刷できること。施工歩掛登録されている資材単価コードをメンテナンスシステムから一覧で印刷できること。また、その単価推移を印刷できること。
- ・ 登録されている労務単価コードをメンテナンスシステムから一覧で印刷できること。また、その単価推移を印刷できること。
- ・ 登録されている機械損料コードをメンテナンスシステムから一覧で印刷できること。また、その内容・単価推移を印刷できること。
- ・ 登録されている用語データをメンテナンスシステムから一覧で印刷できること。
- ・ 登録されている諸経費データの内容を印刷できること。
- ・ 既存設計書中に使用されている基礎単価コードを印刷できること。また、作成された設計書中に使用される施工歩掛コードが印刷できること。
- ・ 出力帳票において、システムで入力した条件がすべて文字で判読できること。
- ・ システムで作成した工事工程表を出力できること。
- ・ 施工パッケージ型積算に対応した施工パッケージ用単価表（構成比）を出力できること。

(5) データ集配信機能

- ・ データ配信を実施する前に技術管理課の特定のユーザが配信内容の確認を行えること。
- ・ 技術管理課より出先事務所にプログラムおよびマスターデータを配信可能とする配信機能を有すること。
 - (ア) 配信機能により、技術管理課および出先事務所のマスターデータ、プログラムの厳密なバージョン管理ができること。
 - (イ) データ更新が必要な場合は、サーバからクライアントへ自動的にプログラム更新等を行えること。
 - (ウ) 積算者は常に最新データ環境で積算ができること。
 - (エ) データ配信の反映タイミングは随時実施することが可能であり、かつ時間指定を行う

ことも可能であること。

- (オ) 本体サーバから出先サーバへのデータ配信の反映に要する時間は概ね数分から1時間程度で完了すること。

(夜間：0時～6時の間に必ず完了するものであること)

- (カ) 出先事務所で新規作成、更新を行なった設計書データを技術管理課の環境に更新を行なう集信機能を有すること。
- (キ) 設計書データ集信は、自動的に行なうことが可能であること。
- (ク) 集信された設計書データは、技術管理課で閲覧可能であること。
- (ケ) 集配信機能の運用状況を確認できる機能を有すること。

(6) セキュリティ機能

- (コ) IDおよびパスワードによるアクセスの制限が設定できること。
- (サ) 利用者別に操作権限の設定ができること。
- (シ) 設計書および基準ファイルにおいて金額情報を暗号化できること。
- (ス) 新規ユーザや退職者が発生した場合に、管理者からのID追加削除依頼に対応する体制を整えること。
- (セ) コンピュータウイルスおよび外部からの不正侵入に対しても堅牢なシステムであること。
- (ソ) 特定のユーザIDを入力するか管理者権限により、諸経費計算結果を閲覧できない機能を有すること。

(7) バックアップ機能

- (タ) 設計書および各種データはサーバが24時間365日稼動することとし、最低でも二重のバックアップなどの対策を行い、データの紛失が最小限に留められること。
- (チ) 全ての設計書・単価データのバックアップは日次周期で定められた時間に自動的に行われること。
- (ツ) 全データのバックアップは自動処理とし、実行する時間や方法等を適切に設計することで業務処理性能低下がないように配慮すること。
- (テ) システムトラブルの際にも、速やかにシステムとデータが復旧できること。
- (ト) 作成途中の設計書に対し、一定時間のオートセーブファイルができること。
- (ナ) 初期設定時、システムプログラムやその他ソフトウェア、OS等のバージョンアップ時にはシステム全体（サーバ内のデータ全体）のバックアップを行うこと。

ハードウェア統合基盤（仮想化基盤）のバックアップ機能については、システムに最適なものを提案すること。

なお、バックアップ機能については、行政・人材マネジメント課に相談すること。

(8) ヘルプ機能

- 積算システムから操作マニュアルを参照する機能を有すること。

(9) 基準改訂機能

ア 全般

- ・基準改訂メンテナンスシステムを有すること。
- ・基準改訂に容易に対応できる柔軟なシステムであること。
- ・基準改訂により施工歩掛、基礎単価データの改訂が行えること。なお、基準改訂にあたり、下記の積算基準を提供するものとする。

(国土交通省積算基準)

- 土木工事標準積算基準書（共通編）（国土交通省）
- 土木工事標準積算基準書（道路編）（国土交通省）
- 土木工事標準積算基準書（河川編）（国土交通省）
- 土木工事標準積算基準書（電気通信編）（国土交通省）
- 土木工事標準積算基準書（機械編）（国土交通省）
- 公園緑地工事標準歩掛（国土交通省）
- 設計業務等標準積算基準書（国土交通省）
- 下水道用設計標準歩掛表（第1巻・第2巻・第3巻の土木部分）
- 災害査定設計標準歩掛表（国土交通省）

奈良県独自資料

(厚生労働省積算基準)

- 水道事業実務必携
 - 水道施設維持管理業務委託積算要領（運転管理・保全管理業務個別委託編）
- (奈良県水道局独自資料)

(注) 上記厚生労働省積算基準への対応が別途カスタマイズあるいは対応するパッケージソフトの追加購入等が必要である場合、その費用は今回の調達範囲外とするが、別途参考見積(定価)を提出すること。

また、基準データ等について作成・更新・削除などの管理を実施する。

① 基準データ数

- ・施工歩掛 約 10,500個
- ・基礎単価 約 12,000個

② 基準データの改訂回数

- ・施工歩掛の改訂 年度改訂1回、月次改訂随時
- ・基礎単価の改訂 年12回

(メンテナンスシステム)

- ・「CSV」や「XML」など汎用ファイル形式の単価データ取り込みおよび吐き出しが可能であること。
- ・単価データを1コードずつ更新することが可能であること。また、一括でバッチ更新できること。
- ・単価データをテキスト形式で抽出、編集することが可能であること。
- ・単価データの一覧表作成、印刷機能を有すること。
- ・基礎単価、機械損料、施工歩掛等のデータ登録（追加・変更・削除含む）が行えること。

- ・基礎単価、機械損料、施工歩掛等の各マスターの一括更新（追加・変更・削除）が行えること。
- ・団体提供データの変換に別途費用がかからないこと。

（積算システム）

- ・初期の基準データとして、適用世代令和4年3月のデータを構築すること。
- ・諸経費、工事積算大系、その他名称等のデータは年・月単位で管理でき、新規登録・修正・削除が可能であること。改訂があったデータだけを取り込み、データ容量を節約する仕組みがあること。
- ・（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）から公表されている JACIC データ仕様によるデータを完全に取り込むこと。
JACIC データ仕様によるデータのコード体系をシステムで使用する。
- ・公益社団法人日本下水道協会の下水道用設計標準歩掛表データを利用するものとし、JACIC 仕様積算基準データ（工事）（業務委託）以外のデータは受注者側で令和9年度までの各年度のデータを準備すること。
- ・公益社団法人日本下水道協会の下水道用設計標準歩掛表データはシステム運用上、支障にならないように準備すること。
- ・各利用データのデータ形式等の仕様変更に伴うシステム改修にかかる費用は当業務範囲内とする。仕様変更等の情報は受注者側で逐次、情報収集を行い、システム運用上、支障のないように対応すること。

イ 工事積算大系（積算システム、メンテナンスシステム共通）

- ・「新土木工事積算大系」をツリー状に表示する機能を有すること。
- ・工種一覧データの新規登録・修正・削除が可能であること。
- ・工種一覧データは年・月単位で管理できること。
- ・新土木積算大系に完全対応すること。

ウ 施工歩掛データ（積算システム、メンテナンスシステム共通）

- ・施工歩掛データの新規登録・修正・削除が可能であること。
- ・施工歩掛データは年・月単位で管理できること。
- ・施工歩掛コード毎に以下の情報の登録・修正を行う機能を有すること。
 - 名称・規格・単価
 - 施工歩掛を構成する基礎単価コード・施工歩掛コードおよび歩掛数量等の構成項目情報
 - 条件名、条件規格および直接入力値に関する属性情報等の条件設定情報

エ 基礎単価データ

（メンテナンスシステム）

- ・基礎単価データの新規登録・修正・削除が可能であること。
- ・基礎単価データは年・月単位で管理すること。
- ・経済調査会、物価調査会等の基礎単価データを電子媒体から直接取り込む機能を有すること。

(積算システム)

- ・災害用単価データの設定が可能な積算システムであること。

オ 集計処理

- ・積算システムにおいて、機労材集計等の集計処理が可能であること。

カ ネットワーク

- ・既存ネットワークを用いて、データの配布・取り込みができること。

(10) データ移行

- ・現行の設計書データが本システムにおいても利用できる変換ツールを用意すること。
- ・現行の基準データを本システムにおいても利用できる変換ツールを用意すること。
- ・変換ツールを使用し、現行システムの基準データを本システムに移行すること。
- ・現行システムからデータを抽出するのは随時とし、令和5年3月末までに本システムに完全に移行を完了すること。
- ・変換を行った全データの計算結果チェックを行い、完全変換ができたかどうかのチェック結果を提出すること。
- ・チェック後、エラーが出たデータについては、手入力により修正を行い、現行システムと同じ結果にすること。
- ・提供する現行システムデータは現行システムの機能範囲内とし、受注者側の意図に沿うデータ提供ができないものとする。
- ・データ変換チェック後、奈良県が修正必要と判断した場合は、速やかに対応し、修正を行うものとする。これらの作業に伴う費用は本業務に含むものとする。
- ・現行システムからのデータ移行に伴い、現行システム開発業者や保守業者等との確認・調整等が必要となる場合、その確認・調整等はすべて落札者の負担と責任で行うものとし、それに要する費用についてはすべて入札価格に含めること。

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。